

平成30年 No.11

○東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

理事の所掌変更等に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 3月14日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 3月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第10号

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部を改正する規程

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程（平成29年規程第11号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学キャンパス・アジア推進室規程の一部改正について

改正理由：理事の所掌変更等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (委員長等) 第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第4項第1号の委員をもって充て、副委員長は<u>委員長が指名する</u>。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (委員長等) 第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第4項第1号の委員をもって充て、副委員長は<u>同項第2号の委員をもって充てる</u>。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。 〔省略〕